

職場での受動喫煙防止対策に係る関係法令の概要 (平成27年 6 月以降)

※1 改正安衛法	【第68条の2 (受動喫煙の防止)】 事業者は、労働者の受動喫煙 (室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。第71条第1項において同じ。)を防止するため、<u>当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u>	【第71条 (国の援助)】 国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、(中略)受動喫煙の防止のための設備の設置の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進<u>その他の必要な援助に努めるものとする。</u>
※2 局長通達	● 改正安衛法第68条の2の解釈 具体的には、事業者において当該事業者及び事業場の<u>実情を把握・分析</u>し、その結果等を踏まえ、<u>実施可能な措置のうち、最も効果的なものを講ずるよう努めること。</u> ● 実情の例 特に配慮すべき労働者がいる場合、格別の配慮が必要 - 特に配慮すべき労働者 (妊婦、未成年等)の有無 - 空気環境の測定結果 - 施設構造 - 労働者や顧客の理解度、意見要望、喫煙状況 ● 適切な措置 施設・設備面の対策だけでなく、例えば「担当部署の指定」「計画策定」「教育」「周知」などのソフト面の対策も含まれること。 ● その他 - 改正法の施行に伴い、<u>衛生委員会等の付議事項に職場の受動喫煙防止対策に関する事項が含まれること。</u> - 平成15年5月9日付け基発第0509001号「職場における喫煙対策のためのガイドラインについて」は廃止	● 改正安衛法第71条の国の援助 国は、改正安衛法施行時点で、以下の3つの支援事業を実施。 ① 受動喫煙防止対策助成金 (喫煙室等の設置費用の1/2を助成) ② 相談支援事業 (技術的な相談窓口、説明会 (無料)) ③ 測定支援事業 (風速計等の測定機器の無償貸与)
※3 部長通達	● 妊婦、未成年等への配慮 労働者に妊婦、呼吸器疾患等をもつ者、未成年がいる場合、格別の配慮が必要 ● 職場の空気環境の測定 定期的に測定を行い、適切な環境の維持に努めること。 (具体的な測定方法の例も記載) ● 推進計画の策定 ● 担当部署等の指定 ● 施設・設備 実情の把握・分析の結果、屋外喫煙所、喫煙室又は換気措置を選択した場合の<u>具体的な取組み方法の例</u>を記載 ● 受動喫煙に関する教育等 ● 情報の収集、提供等 ● 経営幹部、管理者及び労働者の役割・意識 ● その他 職場が多数の者が利用する公共の空間を兼ねている場合は、健康増進法の適用も受けることになること。	※1 労働安全衛生法の一部を改正する法律 (平成26年法律第82号、平成27年6月1日施行) ※2 労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について (平成27年5月労働基準局長通達) → 改正安衛法の法解釈を示したもの ※3 労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について (平成27年5月安全衛生部長通達) → 事業者が措置を決定する際に参考となる情報を示したもの

職場の受動喫煙防止対策に係る技術的留意事項に関する専門家検討会

～ 改正労働安全衛生法の施行に向けた動き ～

(1) 検討会の趣旨・目的

平成26年6月25日に労働安全衛生法の一部を改正する法律が公布 (受動喫煙防止対策は平成27年6月1日に施行)

労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講じることが事業者の努力義務とする

事業者による自主的な取組みが望まれるところであるが、現状、効果的な対策の手法に関する情報は十分とはいえない

有識者を参集し、屋外喫煙所若しくは喫煙室の設置又は換気措置を講ずる際に、技術的に留意することが望まれる事項について検討を行った

(2) 参集者

岡田 賢造 (岡田労働衛生コンサルタント事務所 所長)

小嶋 純 (独) 労働安全衛生総合研究所環境計測管理研究グループ 上席研究員)

香川 雅彦 (ミドリ安全 (株) 環境機器事業本部技術開発部 管理グループ部長)

◎名古屋 俊士 (早稲田大学理工学術院創造理工学部環境資源工学科 教授)

廣田 朋之 (新日鐵住金株式会社安全推進部 主幹)

藤田 雄三 (一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 顧問)

◎: 座長 (五十音順、敬称略)

(3) 検討事項

「屋外喫煙所 (屋内全面禁煙)」 「喫煙室 (空間分煙)」 「換気措置」に分けて、下記の項目に関する技術的に留意すべき事項について検討

- ① 設置場所 (事業場出入口や就業場所からの距離、設置に注意が必要な場所の例など)
- ② 施設構造 (喫煙室の例: 扉・給気口の必要性、のれん・空調設備・空気清浄機の設置方法、効果的な換気方法など)
- ③ 措置の効果の確認方法 (測定方法、空気環境の目安など)
- ④ 効果的な使用方法の周知 (喫煙終了後、速やかにたばこの火を消すなど)

(4) スケジュール

第1回: 平成26年11月27日

- ・参集者から発表 (研究成果、事業場取組み例など)
- ・検討事項案について

第2回: 平成27年1月7日

- ・参集者から発表 (研究成果、喫煙室設置例など)
- ・報告書案骨子について

第3回: 平成27年2月10日 (最終回)

- ・報告書案について

報告書公表: 平成27年5月15日